

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る 電気料金の特別措置について

政府は、エネルギー価格高騰対策として、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する「**電気・ガス価格激変緩和対策事業**」（以下「**本事業**」といいます。）を実施し、各小売電気事業者等を通じて、毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行うこととしています。
（当社は、本事業の事業者公募への申請を行い、2022年12月14日に採択を受けました。）
これを踏まえ、当社は、以下のとおり電気料金の特別措置を実施いたします。

【特別措置の対象】

当社と電気需給契約を締結している低圧および高圧のすべてのお客さま

※本措置の適用にあたり、お客さまから当社にお申し込みいただく必要はありません。

【特別措置の実施期間】

2023年1月使用分から2023年9月使用分

【特別措置の内容】

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の金額を値引きします。

電気価格激変緩和対策値引き（税込）	低圧のお客様	高圧のお客様
2023年1月使用分～2023年8月使用分	1kWhあたり ▲7.0円	1kWhあたり ▲3.5円
2023年9月使用分	1kWhあたり ▲3.5円	1kWhあたり ▲1.8円